

令和7年度焼津市学生向けスタートアップ創出支援事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度焼津市学生向けスタートアップ創出支援事業業務委託

2 目的

本業務は、本市が令和5年度から実施している「スタートアップ支援事業(デジタル田園都市国家構想推進交付金採択事業)」において、市内のスタートアップ認知度向上や次世代の起業家育成、スタートアップ創出を目的として取組を進めている事業である。

今回、次代を担う市内の起業家創出を促進するため、市内の学生をメインの対象（市外学生であっても本市での起業・創業に関心のある学生は含む）とするスタートアップ・起業家教育を実施し、スタートアップの認知度向上と、本市産業を絡めた上で若者向けに市内起業の機運醸成を図る。

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月20日（金）までとする。

4 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、以下の業務を実施する。

（1） 学生向け起業家育成セミナーの開催

市内学生（市外学生であっても本市での起業・創業に関心のある学生は含む）が起業に興味を持つような起業家を招聘し、合計2回（講義＋交流）のセミナーを、市内の事業拠点を活用して開催する。講師は、高校生や大学生が関心を持ちやすい属性の者を招聘し、学生の参加人数は以下を目標値とすること。なお招聘する講師の人数は1名以上とする。

- ・市内在住高校生および大学生・・・10名以上
- ・本市での起業創業に関心のある市外学生・・・10名以上

（2） 学生向け起業家育成インキュベーション（事業創出サポート）の運営

（1）のセミナーを経て、起業家育成から実際の事業化までを具体的に教育するプログラムを実践し、学生の事業アイデアの種をブラッシュアップし、ビジネスモデルの構築を図る。学生の受講人数は以下を目標値とすること。また、伴走支援の状況によって、試作段階に進むビジネスモデル1件以上創出することを目標とする。

- ・市内在住高校生、大学生および本市での起業創業に関心のある市外学生・・・5名以上

（3） （1）～（2）を踏まえた次年度以降の事業展開検討

事業の成果を踏まえ、次年度以降の学生向けスタートアップ・起業創業の体制構築、その事業展開について検討して提案すること。

（4） 管理運営業務

- ア 本事業の適切な管理・運営

イ 状況報告

調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。

ウ 業務完了報告

委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

(5) その他付随する業務

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

6 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、当市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。